

委 託 仕 様 書

業 務 名：岡東浄化センターポンプ場No. 4, 5ディーゼルエンジン点検業務委託

履行場所：岡山市東区升田614-11

履行期間：契約締結の日から令和7年10月31日まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

契約時に提出

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 課税事業者届 | 1 部 |
| 2. 契約書 | 2 部 |

業務着手時まで提出

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 委託業務着手届 | 1 部 |
| 2. 工程表 | 1 部 |
| 3. 業務責任者及び主任技術者届 | 1 部 |
| 4. 下請負通知書（下請がある場合） | 1 部 |

業務完了後 契約工期末までに提出

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 現場写真（A 4 カラー・工程毎） | 1 部 |
| 2. 委託報告書 | 1 部 |
| 3. 委託業務完了通知書 | 1 部 |
| 4. その他監督員の指示する書類 | 1 式 |

(業務責任者)

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等

を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

（条件変更等）

第4条 本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

（官公署その他への手続き）

第5条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。

これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

（災害防止等）

第6条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。

また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

（臨機の処置）

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

（業務用電力等）

第8条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

（有資格作業）

第9条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監

督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、J I S等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第15条

1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整

理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合に限り、特記事項にて明記をする。

(石綿含有建材の事前調査)

- 第16条 1. 受託者は、本業務の対象となる建築・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから着手すること。同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する業務については同規則第4項に定められた報告を受託者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
3. 石綿事前調査は、環境省で定める有資格者(一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録されている者)により調査を行うこと。ただし、工作物の事前調査に際しては、対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。
4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としなない。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

(検査)

第17条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概 要

(委託概要)

第1条 岡東浄化センターポンプ場No.4ディーゼルエンジン、及びNo.5ディーゼルエンジンにおける点検整備を実施することで、機器の延命及び維持管理の適正化を図るものである。

(対象機器)

第2条 本業務の対象機器は下記のとおりとする。

No.4ディーゼルエンジン	1台
形式	6DE-18L
出力	640kw
製造年	2020年
製造番号	DE618Z3419

No.5ディーゼルエンジン	1台
型式	6DE-18L
出力	640kw
製造年	2019年
製造番号	DE618Z3121

・製造業者 ダイハツディーゼル株式会社

(業務内容)

第3条 本業務の内容は下記のとおりとする。

○委託内容

- ・No.4, No.5ディーゼルエンジン点検調整

製造業者作成による点検整備基準に基づいた点検種別のA点検を行うこと。
加えて、潤滑油の取替え及び撤去部品の処分、試運転調整（ポンプ稼動による実負荷運転）も行うこと。
ただし交換後の旧潤滑油は有価物として廃油引き取り業者に引き渡し処理すること。また、詳細は設計図書を参照すること。

そのほか、本業務において必要とする軽微な部品については、受託者の負担により新品に取り換えること。

- ・No. 5雨水ポンプ用潤滑油圧力スイッチ交換

No. 5雨水ポンプの点検と合わせて潤滑油圧力スイッチの取替を行う。

(作業報告書の提出)

第4条 本業務の作業は、別紙点検内容の点検整備内容表を参考にすること。また、その他メーカー等による点検がある場合は、加えて報告書を提出すること。

(その他)

第5条 本業務において本内容以外に不具合が認められた場合は、市監督員と協議のうえで軽微な部品については受託者の負担により新品に取替えること。それ以外については、不具合箇所を写真帳により報告を行うこと。

非常用機関各点検の主とした内容

			A	B	C
濾器関連	機関潤滑油濾器開放点検清掃	○	○	○	○
	燃料油濾器開放点検清掃	○	○	○	○
	過給機潤滑油濾器新替（機種による）	○	○	○	○
シリンダヘッド関連	燃料噴射弁新替・噴射圧力調整		○	○	○
	弁端間隙点検調整	○	○	○	○
	シリンダヘッド分解・清掃			○	○
	吸・排気・起動各弁点検・清掃			○	○
始動空気系	始動弁開放点検整備	○	○	○	○
	始動操作弁開放点検整備	○	○	○	○
	起動回転弁開放点検		○	○	○
クランクケース関連	クランクケース内点検・清掃		○	○	○
	潤滑油交換		○	○	○
ピストン・シリンダライナ関連	シリンダライナ上部点検・清掃			○	○
	ピストン抜き取り・点検・清掃				○
	ピストンリング新替				○
	シリンダライナ抜取・点検・清掃				○
	連接棒点検・清掃				○
その他	各保護装置動作確認	○	○	○	○
	空気圧縮機外観点検			○	○
	空気圧縮機分解・清掃・点検				○
	機付各ポンプ類分解・清掃・点検				○
	過給機分解・清掃・点検				○
	空気冷却器点検・清掃				○
	潤滑油冷却器点検・清掃				○
	调速機開放整備（御打ち合わせ）				

A点検整備内容表

点検整備部等	項目 No.	作 業 項 目	作業内容							備 考	
			分 解	点 検	清 掃	整 備	目 視	特 殊 点 検	部 品 交 換		計 測
設置状況	1	水の浸透、漏れ等の有無点検		○			○				
結線接続	1	回路、端末の変形・損傷の有無点検		○			○				
耐震装置	1	アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等耐震処置の適正及び変形、損傷有無点検		○			○				
燃料噴射弁	1	噴射圧力・噴霧状況点検	○	○	○	○	○	○	○	○	ノズルテスター使用
	2	分解・清掃	○	○	○	○	○		○		ノズル新替え
燃料油濾器	1	ドレン抜き		○			○				
	2	分解・清掃・点検	○	○	○	○	○		○		
機関潤滑油	1	油量点検		○			○				
潤滑油濾器	1	ドレン抜き		○			○				
	2	分解・清掃・点検	○	○	○	○	○		○		
ガバナ	1	油量点検		○			○				
	2	外観・動作点検		○			○				
始動弁	1	分解・点検・整備	○	○	○	○	○		○		
回転弁	1	分解・点検・整備	○	○	○	○	○		○		
始動操作弁	1	分解・点検・整備	○	○	○	○	○		○		
停止装置	1	分解・点検・整備	○	○	○	○	○		○		
抑制装置	1	分解・点検・整備	○	○	○	○	○		○		
吸・排気弁	1	弁隙間の調整	○	○	○	○	○		○	○	
クランク軸	1	デルクシオン計測	○	○	○	○	○		○	○	

点検整備部等	項目 No.	作 業 項 目	作業内容								備 考
			分 解	点 検	清 掃	整 備	目 視	特 殊 点 検	部 品 交 換	計 測	
カム軸	1	カム・ローラーの点検	○	○	○	○	○				
回転計	1	機関停止中の指針位置点検		○			○				
各圧力計	1	機関停止中の指針位置点検		○			○				機関付き計器板
断水スイッチ	1	配線ターミナルの増し締め		○			○				冷却水
	2	動作の確認		○			○			○	
各圧力スイッチ	1	配線ターミナルの増し締め		○			○				冷却水・潤滑油
	2	動作の確認		○			○			○	
各温度スイッチ	1	配線ターミナルの増し締め		○			○				冷却水・潤滑油
	2	動作の確認		○			○			○	
速度スイッチ	1	配線ターミナルの増し締め		○			○				発電機関は所轄 外
	2	動作値の確認		○			○			○	
制御盤	1	機器の指示値点検		○			○				
	2	保護継電器の動作確認		○			○				
煙道	1	消音器のドレン抜き		○			○				
軸継手	1	外観点検		○			○				可とう継手の場合
	2	継手ゴムの点検		○			○				
クラッチ	1	動作確認		○			○				異音・発熱・異常 振動等の有無 (クラッチ付の場合)
	2										
その他	1	各部清掃・漏れ等点検及び部 品取替		○			○				
燃料噴射ポンプ	1	ラック目盛位置・摺動部点検		○			○				
	2	噴射時期の点検・調整		○			○			○	
過給機	1	油量点検(タービン側・プロア側) (潤滑油交換含む)		○			○				潤滑油は御支給
	2	プレフィルター		○			○		○		汚損状態点検

